

<注意> 事務員証又は税理士等の補助者証をお持ちの方は、使者差向書は不要です。

## 使者差向書

申請先の都税事務所名をご記入ください。

**新宿** 都税事務所長 殿

〔事務所所在・名称〕

**港区麻布台□-□-□**

**新宿会計事務所  
税理士 主税 三郎**

税理士等の事務所名、住所、氏名をご記入ください。

**令和4年度～令和5年度**の**納税証明**の申請について、下記の者を使者として差し向けますので、私とみなして証明等の交付を願います。

申請する証明の種類、請求年度等を明記してください。

記

〔使者〕 住所 **品川区広町△-△-△-000号室**

氏名 **都庁 二郎**

使者の住所、氏名をご記入ください。

※1 使者差向書は、納税義務者から委任を受けた税理士等が作成してください。使者差向書の偽造又は偽造した使者差向書の行使をした者は、刑法第 159 条（私文書偽造等）又は同法第 161 条（偽造私文書等行使）の規定により罰せられます。

※2 申請に疑義が生じた場合は、納税義務者の連絡先へ電話連絡させていただきます。なお、お電話が繋がらない場合、発行をお断りする可能性があります。

※3 個人情報の保護に関する法律第 76 条の規定に基づき委任者本人等から納税証明申請書の開示請求があった場合は、本使者差向書も全部開示となります。